

政令第三百八十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「法律」を「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律」に改め、「及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員」を削る。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、合議体の議決について規定の整備を行う必要があるからである。